

建築基準法第 70 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 71 条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、建築基準法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 17 年 1 月 28 日

京都市長 柘本頼兼

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の住所及び氏名

京都市西京区下津林佃 5 番地 36 望月秀祐

(2) 建築協定の名称

京都市西京区阪急桂南住宅地区建築協定

(3) 建築協定区域

京都市西京区下津林佃 5 番地 2 から 5 番地 7 まで、5 番地 10 から 5 番地 29 まで、5 番地 33 から 5 番地 46、5 番地 49 から 5 番地 51 まで、5 番地 53、5 番地 55 から 5 番地 65 まで、5 番地 68 から 5 番地 76 まで、5 番地 79 から 5 番地 86 まで、5 番地 88 から 5 番地 101 まで、5 番地 110 から 5 番地 118 まで、5 番地 120 から 5 番地 123 まで、5 番地 126 から 5 番地 129 まで、5 番地 132、5 番地 133、5 番地 135 から 5 番地 137 まで、5 番地 140、5 番地 142、5 番地 146、5 番地 148 から 5 番地 150 まで、5 番地 152 から 5 番地 158 まで、5 番地 163 から 5 番地 165 まで、5 番地 167 から 5 番地 172 まで、5 番地 174 から 5 番地 179 まで、5 番地 181 から 5 番地 188 まで、5 番地 190 から 5 番地 193 まで、5 番地 195 から 5 番地

197, 8番地 1, 8番地 3, 8番地 5 から 8番地 8 まで, 9番地 2, 14番地 1, 14番地 2, 14番地 7 から 14番地 10 まで, 15番地 1, 24番地 1, 24番地 2, 24番地 4, 68番地 1, 68番地 3 から 68番地 6 まで, 69番地 4 から 69番地 7 まで, 70番地 4 から 70番地 7 まで, 71番地 2, 71番地 3, 72番地 1 から 72番地 3 まで, 72番地 5, 72番地 6, 75番地 1 及び 75番地 2 並びに同区下津林六反田 1番地 6 から 1番地 8 まで, 1番地 12 から 1番地 22 まで, 1番地 24, 1番地 25, 1番地 27 から 1番地 40 まで, 1番地 43 から 1番地 52 まで, 1番地 54 から 1番地 63 まで, 1番地 65 から 1番地 78 まで, 1番地 80, 1番地 82 から 1番地 84 まで, 1番地 86 から 1番地 101 まで, 1番地 103 から 1番地 108 まで, 1番地 110 から 1番地 114 まで, 1番地 118 から 1番地 124 まで, 1番地 126 から 1番地 131 まで, 1番地 134, 1番地 135, 1番地 137 から 1番地 142 まで, 1番地 149 及び 55番地 1 から 55番地 7 まで

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区下津林佃 2番地 1, 3番地, 4番地, 5番地 48, 5番地 54, 5番地 66, 5番地 77, 5番地 78, 5番地 119, 5番地 159 から 5番地 162 まで及び 5番地 194 並びに同区下津林六反田 1番地 23, 1番地 42, 1番地 53, 1番地 79, 1番地 115, 1番地 117, 1番地 136 及び 1番地 146 から 1番地 148 まで

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 用途及び形態

(6) 協定の期間

10年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 17 年 1 月 28 日（金）から平成 17 年 2 月 16 日（水）まで

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部指導課（北庁舎 2 階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 17 年 2 月 17 日（木）午後 7 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

(2) 場所

京都市西京区下津林佃 5 番地 194

阪急南住宅自治会集会所

(3) 主催者

京都市都市計画局建築指導部指導課長 寺田敏紀

(都市計画局建築指導部指導課)